

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500624号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500155号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月26日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成17年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月26日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間に支給された賞与に係る厚生年金保険の加入記録が漏れていることを知った。

銀行の預金通帳により、請求期間において賞与が支給されていることが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与賃金台帳により、請求者は、平成17年12月26日に賞与を支給され、賞与額に見合う標準賞与額(16万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月26日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年12月26日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500545号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500048号

第1 結論

平成13年9月の請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年9月

私が大学生の時に20歳になって国民年金に加入する際、父が定額保険料に加え付加保険料を納付しており、母からは国民年金保険料を自分で払うことになった際には、必ず「付加」を付けるように言われてきた。

私が会社を退職後、A市役所で国民年金の手続を行う際、付加保険料納付の申出も一緒に行ったが、請求期間の1か月だけ付加保険料の納付記録がない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職後に国民年金の手続を行う際、付加保険料納付の申出も同時に行った旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者は厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の付加保険料納付の申出を平成13年9月19日に行っており、同年10月から平成14年1月までの期間の国民年金保険料は付加保険料を含み、各月分とも翌月中に納付されていることが確認できる。

しかしながら、同じくオンライン記録によると、請求期間の国民年金保険料は、平成14年7月12日に定額保険料のみが過年度納付された記録となっており、請求期間当時、付加保険料については、現年度保険料の納期限を経過すると納付することができないことから、平成14年7月12日時点では、付加保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると記録の過誤は考え難い。

さらに、請求者が、請求期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500603号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500156号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月1日から昭和63年11月17日まで

A社では、B職を担当し、2年ぐらいたって、C講習の資格を取得した。その後、すぐに作業だけがを負い退職しているが、同社での厚生年金保険の加入記録がないので、年金記録を調査し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保有するC講習の修了証及び複数の従業員の陳述により、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社の現在の事業主は、請求期間当時の資料がなく、請求者について回答できないとしていることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、複数の従業員が、A社では厚生年金保険に加入していない従業員がいたと思う旨、及び同社では厚生年金保険と健康保険に同時に加入した旨陳述しているところ、同社が加入するD健康保険組合は、請求者について、同健康保険組合加入の事実を確認することはできない旨回答している。

さらに、請求者の住所地であるE市は、請求者の国民健康保険の加入状況について、昭和34年12月1日資格取得、平成6年8月2日資格喪失と回答していることから、請求者は請求期間に国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、A社は、厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料は控除していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。